

岩手県告示第188号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成29年3月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------|------------------------|-------------|
| とも歯科クリニック | 北上市本通り一丁目5番11号 | 平成28年7月6日 |
| はの木沢歯科医院 | 滝沢市葉の木沢山386番地3 | 平成28年12月15日 |
| 御所診療所 | 岩手郡雫石町西安庭第31地割9番地3 | 平成28年12月31日 |
| かるまい訪問看護ステーション | 九戸郡軽米町大字軽米第8地割字大軽米43番地 | 平成29年1月1日 |